

特定個人情報保護評価に係る 指針及び委員会規則について

平成26年2月5日

特定個人情報保護委員会事務局

特定個人情報保護評価に係る指針及び委員会規則について

特定個人情報保護委員会においては、現在、特定個人情報保護評価に係る指針及び委員会規則について議論を行っているところであり、今後、委員会での議論やパブリックコメント等を経て、制定する予定。

主な議論の方向性

昨年12月に公表された「特定個人情報保護評価指針(内閣官房案)」を基本として議論を行っていくこととしており、現在の主な議論の方向性は以下のとおり。

- 求められる特定個人情報保護評価のレベルを判断するしきい値判断の考え方は内閣官房案を基本とするが、漏えい等の重大事故の考え方については、番号法の規定及び国民の信頼確保の観点等を踏まえ、検討中。
- 分かりやすい表現とするため、「しきい値評価書」を「基礎項目評価書」とする方向で検討中。

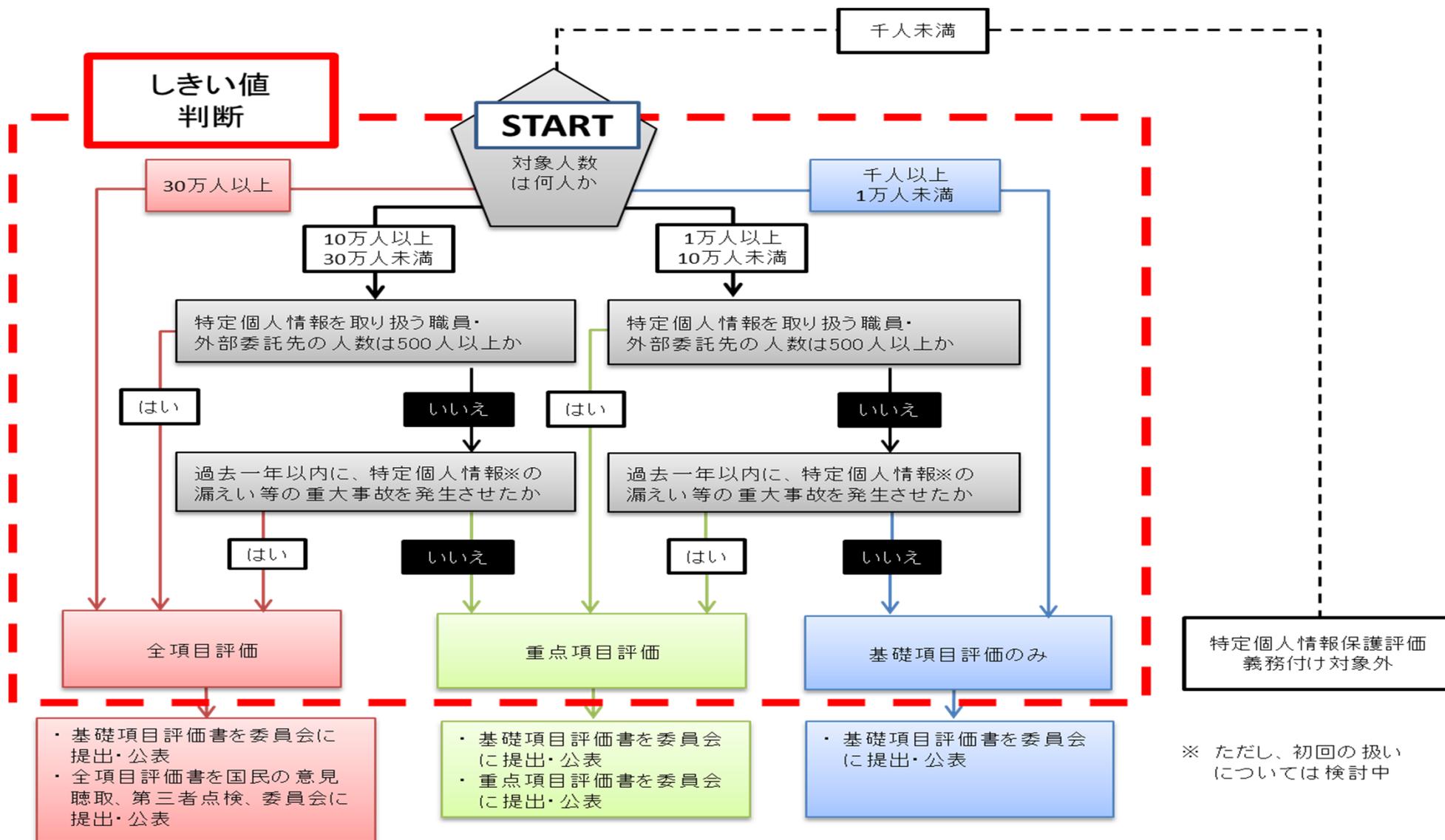
特定個人情報保護評価指針(仮称)に定める主な内容

- 特定個人情報保護評価の意義、実施主体、対象、実施手続、実施時期、評価書の修正、評価項目
- 特定個人情報保護評価への委員会の関与、評価書記載事項の履行、違反に対する措置
- 特定個人情報保護評価計画書・基礎項目評価書・重点項目評価書・全項目評価書の様式 等

※ 特定個人情報保護評価に係る委員会規則においては、上記の議論を踏まえ、番号法第27条の規定に基づき委員会規則に委任されている事項等を規定する予定。

地方公共団体等における特定個人情報保護評価の流れ

地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、下記の流れに基づき、特定個人情報保護評価を実施。



（特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対する指針）

第二十六条 特定個人情報保護委員会は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報ファイルを保有しようとする者が、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価（以下「特定個人情報保護評価」という。）を自ら実施し、これらの事態の発生を抑止することその他特定個人情報を適切に管理するために講ずべき措置を定めた指針（次項及び次条第三項において単に「指針」という。）を作成し、公表するものとする。

2 特定個人情報保護委員会は、個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

（特定個人情報保護評価）

第二十七条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル（専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であった者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の特定個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面（以下この条において「評価書」という。）を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、特定個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

一 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数

二 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量

三 行政機関の長等における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況

四 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要

五 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。）の方式

六 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための措置

七 前各号に掲げるもののほか、特定個人情報保護委員会規則で定める事項

2 前項前段の場合において、行政機関の長等は、特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項前段の規定により得られた意見を十分考慮した上で評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて特定個人情報保護委員会の承認を受けるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、特定個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

3 特定個人情報保護委員会は、評価書の内容、第五十二条第一項の規定により得た情報その他の情報から判断して、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いが指針に適合していると認められる場合でなければ、前項の承認をしてはならない。

4 行政機関の長等は、第二項の規定により評価書について承認を受けたときは、速やかに当該評価書を公表するものとする。

5 前項の規定により評価書が公表されたときは、第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十条第一項の規定による通知があったものとみなす。

6 行政機関の長等は、評価書の公表を行っていない特定個人情報ファイルに記録された情報を第十九条第七号の規定により提供し、又は当該特定個人情報ファイルに記録されることとなる情報の提供を同号の規定により求めてはならない。

(参考)

特定個人情報保護委員会

※番号法及び関係政令に基づき2014年(平成26年)1月1日設置

任務

番号法に基づき、個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じること

組織

- 委員長1名・委員6名(合計7名)の合議制 (平成26年中は委員長1名及び委員2名(計3名))
(個人情報保護の有識者・情報処理技術の有識者・社会保障又は税制の有識者・民間企業の実務に関する経験者・地方六団体の推薦者を含む)
- 委員長・委員は独立して職権を行使 (独立性の高い、いわゆる3条委員会)
- 任期5年・国会同意人事



主な所掌事務

監視・監督



- 指導・助言
- 法令違反に対する勧告・命令
(命令違反には罰則)
- 求報告・立入検査
(検査妨害には罰則)
- 情報提供ネットワークシステムの構築等に関する措置要求

特定個人情報保護評価に関すること

- 特定個人情報保護評価に関する指針の作成・公表
- 評価書の承認

広報・啓発

特定個人情報の保護についての広報・啓発

苦情処理

苦情の申出についてのあつせん

意見具申

内閣総理大臣に対する意見具申

監視・監督

指針

評価書

広報・啓発

あつせん

苦情

意見

行政機関・地方公共団体・独立行政法人等

民間事業者

個人

内閣総理大臣

(参考) 特定個人情報保護委員会の体制・当面の予定

特定個人情報保護委員会の体制

- 番号法の経過措置により、設置(26年1月1日)から1年間は委員長及び委員2名により構成。
 - 委員長(常 勤) 堀部 政男(元一橋大学法学部教授)
 - 委 員(常 勤) 阿部 孝夫(元川崎市長)
 - 委 員(非常勤) 手塚 悟(東京工科大学コンピュータサイエンス学部教授)

委員会の当面の予定

- 特定個人情報保護評価に係る指針及び委員会規則の策定
 - 特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイルを保有しようとする国の行政機関、地方公共団体などが、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性や影響に関して評価を行い、これらの事態の発生を抑止することなど特定個人情報を適切に管理するために必要な措置を講じること。
 - 行政機関の長等は、委員会の策定する委員会規則及び指針に基づき、特定個人情報保護評価を行うこととされている。
- 個人番号の適正な利用に係るガイドライン、監視監督の指針の策定
- 番号制度における個人情報保護についての周知・広報
- 情報提供ネットワークシステムの監査 等